

# 東京防災公式キャラクター防サイくんに係る著作物利用許諾取扱要領

平成28年3月8日

27総防管第3349号

東京都（以下「都」という。）は、東京防災公式キャラクター「防サイくん」のデザインを商標登録して信用確立に努めているが、このキャラクターを都以外にも利用してもらい、住民の防災意識向上についての普及・啓発活動を効果的に進めていくため、登録商標とは別に、異なるポーズデザインの「防サイくん」を制作している。

この要領は、登録商標とは別の「防サイくん」デザイン（著作物）について、東京都著作権取扱要綱（平成10年7月10日付10財管総第50号。以下「著作権要綱」という。）の規定に基づき、商標登録の目的を阻害しない範囲で利用作成物を無償頒布展示するものに関して、利用許諾を行う際に必要な事項を定めるものである。

## （用語の定義）

第1条 この要領における用語の意義は、著作権要綱の例による。

## （対象となる著作物）

第2条 本要領は、別添 防サイくん活用マニュアルに記載する著作物（以下「本著作物」という。）を対象とし適用する。都が著作権を有する著作物であっても、同時に登録商標又は出願商標に該当するものは、本要領の対象外とし、東京都産業財産権取扱要綱により処理する。

## （利用目的及び利用方法）

第3条 国及び地方自治体、民間団体、民間企業その他の者は、次の各号を全て満たす場合に、本要領に沿って、都の承認を得て本著作物を利用することができる。

（1）防災意識向上の普及・啓発を目的とし、防災活動の普及・啓発のための広報及び一般図書等における防災対策に関する記事への掲載を行う場合

（2）防災意識向上の普及・啓発を目的とし、本著作物を利用した作成物（以下「利用作成物」という。）を、無償で頒布展示する場合

2 前項に該当しない内容の利用許諾申請があった場合は、著作権取扱要綱に従い処理する。

## （利用許諾の申請）

第4条 本著作物の利用許諾を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、あらかじめ利用許諾申請書（別記第1号様式）を都に提出し、利用の許諾を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本著作物の利用が、著作権法第30条から第50条までに定める著作権の制限に該当する場合は、利用許諾申請を要しない。ただし、該当の判断は利用者の自己責任によるものとし、利用に係る全責任は利用者が負うものとする。

3 都は、申請者に対し、必要に応じ説明資料等の提出を求めることができる。

(利用の許諾)

第5条 都は、第4条の規定による利用の申請があったときは、その内容を審査し、当該利用が第3条に定める利用目的に適合すると認められるときは、利用許諾を行うことができる。この場合において、都は本著作物の利用方法その他について、必要に応じ条件を付すことができる。

2 都は、前項に規定する利用許諾を行った場合は、許諾番号を付した上で、利用許諾書(別記第2号様式)により、申請者へ通知するものとする。

(利用者の制限)

第6条 都は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を認めないものとする。

- (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (2) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団関係者
- (3) (1)及び(2)に掲げる者から委託を受けた者並びに(1)及び(2)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- (4) 東京都契約関係暴力団等対策設置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)第5条第1項に基づく排除措置期間中の者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者。ただし、特に住民の防災意識向上に資すると都が判断した場合はこの限りではない。
- (6) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (7) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者、禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)、公職にある間に犯した刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者並びに法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- (8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- (9) 税法違反(法人税法(昭和40年法律第34号)違反、所得税法(昭和40年法律第33号)違反、地方税法(昭和25年法律第226号)違反(法人事業税、個人事業税))及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年条例第215号)(建設作業機械等からの排出ガスに含まれる粒子状物質等の量を増大させる燃料の使用禁止)違反がある者
- (10) 政治団体、宗教団体若しくはこれらに類するもの、または特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがある者
- (11) 都の指名停止措置を受けている者

- (12) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (13) 都の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者
- (14) その他、都が不適切と認める者

(利用の制限)

第7条 都は、前条の規定にかかわらず、申請者の本著作物の利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 都の信用又は品位を害すると認められるとき。
- (3) 第三者の利益を害すると認められるとき。
- (4) 特定の個人、政治団体、宗教団体若しくはこれらに類するものを支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各号に規定する営業又はその広告等に利用されるとき。
- (7) 特定の企業、団体、又は商品等のキャラクター等と誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (8) 特定の商品等を広告・宣伝し、それら商品等の利益に寄与する可能性があるとして認められるとき。
- (9) 都が利用者又は利用作成物を推奨していると誤認される恐れがあるとき。
- (10) 広告・宣伝に使用する場合で、防災に関連していないとき。
- (11) 利用目的が営利を目的とするものであるとき。利用作成物を有償で頒布展示するとき。
- (12) 都の政策と相反する主張を行うものであるとき。
- (13) 東京防災公式キャラクターの商標登録目的を阻害し又はキャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (14) 本著作物の改変、転貸、利用の再許諾など、都の著作権を侵害すると認められるとき。
- (15) その他都が不適当と認めるとき。

(利用許諾内容の変更)

第8条 第6条の規定により許諾を受けた者（以下、「利用者」という。）が、当該利用許諾を受けた内容について変更しようとする場合は、改めて利用許諾手続きを行わなければならない。

(利用上の遵守事項)

第9条 利用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本著作物の利用目的が第3条の規定によることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) 利用は、許諾を受けた内容及び範囲に限ること。
- (3) 利用許諾を受けた権利を第三者に譲渡転貸、又は承継しないこと。
- (4) 利用に当たっては、別添「防サイくん活用マニュアル」を遵守すること。
- (5) 都が提供した本著作物の複製原稿について、利用終了後は速やかに消去処分すること。

- (6) 原則として、本著作物の利用作成物には、「東京都総務局総合防災部」及び「東京防災公式キャラクター『防サイくん』」を明示すること。
- (7) 利用作成物の完成品のサンプルを提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (8) 利用作成物は、製造に当たって環境に配慮すること。
- (9) 故意または過失により、都に損害を与えることのないよう万全の配慮を行うこと。
- (10) 第三者に利用作成物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、利用許諾を受けた数量を超える製造等が行われないように義務付ける契約を利用者の責任で行い、数量管理を徹底すること。
- (11) その他各種の法令を順守すること。

(利用状況の報告等)

第10条 都は、利用者に対し、利用作成物一覧（別記第3号様式）により、利用状況について報告を求め、又は調査することができる。

(利用許諾の取消し)

第11条 都は、第5条の規定により許諾した利用について、次の各号に該当すると判断した場合は当該許諾を取消し、利用者に対し、利用作成物の回収及び本著作物の複製原稿の返却又は廃棄を命じることができる。命ぜられた者は、これを拒んではならない。

- (1) 第3条第1項に定める利用目的及び利用方法に適合しない場合
- (2) 第6条及び第7条に規定する各号に該当する場合

2 前項の規定により許諾を取り消された者は、取消の日から本著作物を利用してはならない。

3 都は、前二項の規定により、利用許諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(権利関係)

第12条 本著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は都に帰属し、利用許諾によって移転するものではない。

2 この要領による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠に用いるなど、独占してデザイン等を利用する権利を付与するものではない。

(経費等の負担)

第13条 都は、この要領による利用許諾の申請、又は利用状況の報告及び本著作物の利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(賠償責任等)

第14条 都は、本著作物の利用に起因し利用者が生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、利用作成物の作成及び利用に起因して第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、都に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

- 3 利用者は、本著作物の利用に際して故意又は過失により都に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を都に賠償しなければならない。
- 4 都は、前2項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(事務)

第15条 本要領に関する事務は、都総務局総合防災部防災管理課が行う。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、取扱いに関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年3月8日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

この要領は、令和元年12月12日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年1月22日から施行する。

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の様式において現に残存するものについては、なお使用することができる。その際、修正が必要な場合は、所要の修正を加えるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月19日から施行する。